

公益財団法人生長の家社会事業団

定 款

【設立・改正沿革】

〔旧寄附行為〕

昭和20年11月14日設立者谷口雅春先生、主務官庁（東京都長官）に、財団法人生長の家社会事業団設立許可申請

昭和21年1月8日主務官庁（東京都長官）財団法人設立許可（民総収第三号）同日「財団法人生長の家社会事業団寄附行為」施行

昭和21年3月15日寄附行為変更認可（民厚生収第94号）

昭和30年5月12日寄附行為変更認可（総行法収第591号）

昭和41年8月25日寄附行為変更認可（所在地移転）

昭和55年4月23日寄附行為変更認可（54総行指第2113号）

昭和60年9月18日寄附行為変更認可（60総行指第405号）

昭和62年1月12日寄附行為変更認可（61総行指第954号）

平成元年3月30日寄附行為変更認可（63総行指第12151号）

平成24年3月31日迄旧寄附行為施行

〔現行定款〕

平成23年11月29日財団法人生長の家社会事業団理事会において、移行登記を停止条件として旧寄附行為の全部を新定款に変更することを決議

平成23年11月30日行政庁（内閣総理大臣）に公益財団法人への「移行認定申請書」提出

平成24年3月19日財団法人生長の家社会事業団理事会公益財団法人生長の家社会事業団定款補正追認決議

平成24年3月23日内閣府公益認定等委員会答申（府益第988号）

平成24年3月28日行政庁（内閣総理大臣）より公益財団法人移行の「認定書」（府益担第4901号）交付、同日到達

平成24年4月1日公益財団法人移行登記、同日「公益財団法人生長の家社会事業団定款」施行

平成24年6月18日定時評議員会において公益財団法人生長の家社会事業団定款一部変更（第20条、第21条、第29条及び別表第1改正）、同日定時評議員会終結時施行、同月26日内閣府届出完了

平成25年3月15日第2回評議員会において公益財団法人生長の家社会事業団定款一部変更（第16条、第17条、第19条、第30条、第31条、第32条及び別表第1改正並びに第10章、第38条、第11章、第39条、第40条、第12章及び第41条追加）、同評議員会決議時施行、同月16日内閣府届出完了

平成26年3月13日臨時評議員会において公益財団法人生長の家社会事業団定款一部変更（第7条、第9条、第22条及び別表第1改正）、同評議員会終結時施行、同月25日内閣府届出完了

平成26年6月5日定時評議員会において公益財団法人生長の家社会事業団定款一部変更（第7条及び第10条改正）、同評議員会決議時施行、同月14日内閣府届出完了

平成29年3月24日 書面決議による臨時評議員会において定款一部変更（第4条及び第20条改正）、同年4月1日施行、同月3日変更登記、同月13日内閣総理大臣届出完了

公益財団法人生長の家社会事業団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人生長の家社会事業団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都国立市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、創立者谷口雅春の日本救国・世界救済の宗教的信念に基づき、諸種の社会事情によって生じた要保護児童の収容及び生活指導並びに宗教的情操教育による児童の育成その他児童又は青少年の健全な育成を行うとともに、世界各国の宗教聖典等の収集、調査研究、編纂、保存、公開、各国語翻訳、著作権保護及び出版物の刊行普及等により、国際相互理解の促進、信教の自由の尊重及び社会文化の振興を図り、その他社会情勢の変遷に応じて社会の福利を図るための文化科学的研究の振興普及に寄与し、並びにこの法人の目的・事業に協賛する本邦及び世界各国団体との親善提携を促進し、もって社会厚生事業並びに社会文化事業の発展強化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

健全育成事業

児童養護施設生長の家神の国寮の設置運営（児童福祉法第6条の3第3号の子育て短期支援事業、同法第41条の退所した者に対する自立のための援助を行うこと及び同法第48条の2の地域の住民に対して児童の養育に関する相談に応じる等の児童養護施設に係る法令に定める業務を含む。）及び宗教的情操教育による児童の育成その他児童又は青少年の健全育成事業

精神文化振興事業

イ 谷口雅春先生記念図書資料館（図書館法第2条第1項に規定する図書館であって、特に世界各国の宗教聖典を主とする図書資料の収集、整理、編纂、保存、一般公衆への利用に供し、その教養、調査研究等に資するとともに、併せて図書資料のうち社会的に有益かつ可能な著作物について各国語翻訳、著作権保護及び出版物の刊行普及等を行う施設）の設置運営事業

ロ その他精神生活改善による、より良い社会の形成の推進のため、精神身体医学、教育心理学、心理カウンセリング及び児童養護実践学その他の文化科学的研究の振興・普及のための研究会、講演会、座談会の開催及び後援、講師の養成及び派遣並

- びに社会公共に奉仕した物故者の遺徳を顕彰し若しくは災変遭難者を追悼するため
感謝・慰霊の行事を行う等の精神文化振興事業
その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条** この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。
- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- 3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

- 第6条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条** この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

事業報告

事業報告の附属明細書

貸借対照表

損益計算書(正味財産増減計算書)

貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年

間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

監査報告

理事及び監事並びに評議員の名簿

運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定及び会計原則等)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

2 この法人全体の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。ただし、公益目的事業会計のうち社会福祉事業に係るものは、可能な範囲で社会福祉法人会計基準に準拠するものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員6名以上17名以内を置く。

(評議員の選任及び解任等)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員は、この法人及びその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

3 次に掲げる者は、この法人の評議員となることができない。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第173条第1項において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第173条第1項において準用する同法第65条第1項3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号に該当する者

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号ロに該当する罪刑又は八に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

4 この法人の評議員は、前項各号に該当するに至ったとき、自動的にこの法人の評議員としての地位を喪失する。

5 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条に規定する者の合計数は、評議員の総数の3分の1を超えてはならない。

6 租税特別措置法の定めにより、この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1名と

親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

7 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の無報酬)

第13条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

理事及び監事の選任又は解任

理事、監事又は評議員に対する旅費等の実費弁償の基準

貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

定款の変更

残余財産の処分

基本財産の処分又は除外の承認

その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内を開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長

が招集する。ただし、理事長に事故あるときは、他の理事が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の招集通知は、評議員会の開催日の3日前までに、各評議員に対して発しなければならない。
- 4 前項の招集通知には、会議の日時、場所及び会議の目的事項を示さなければならない。
- 5 前2項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の通知を省略して開催することができる。

(議長及び決議等)

第18条 評議員会の議長となる者は、評議員会の開催の都度、出席した評議員の互選により定める。

- 2 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

監事の解任

理事、監事又は評議員に対する旅費等の実費弁償の基準

定款の変更

基本財産の処分又は除外の承認

その他法令で定められた事項

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 5 第2項から前項までの規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。
- 6 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録及び評議員会運営規則)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長、その会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人及び理事長が、記名押印(電磁的記録の場合においては電子署名)しなければならない。
- 3 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則によるものとする。

第6章 役員

(役員設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

理事 6名以上9名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名以上5名以内を業務執行理事とする。業務執行理事のうち理事長が指定した1名を副理事長と呼称する。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、業務執行理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任等)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 次に掲げる者は、この法人の理事又は監事となることができない。
 - 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第177条において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者
 - 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第177条において準用する同法第65条第1項3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
 - 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号に該当する者
 - 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号ロに該当する罪刑又は八に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- 4 この法人の理事又は監事は、前項各号に該当するに至ったとき、自動的にこの法人の理事又は監事としての地位を喪失する。
- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 7 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を

執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。理事長及び業務執行理事は常勤理事会を構成して、法令及び定款の範囲内で理事会において別に定めるところにより、業務の円滑な遂行に必要な事項を連絡協議し、理事長からの諮問に答申等をするものとする。

- 3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員無報酬)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

(名誉職)

第27条 この法人に、総裁その他の名誉職を置くことができる。

- 2 総裁その他の名誉職は、理事会の決議により、表彰を行うほか、名誉職としての職務を行う。
- 3 名誉職の推戴及び退任は、理事会の決議による。
- 4 名誉職の報酬は、無償とする。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

この法人の業務執行の決定

理事の職務の執行の監督

理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の招集通知は、理事会の開催日の3日前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。

4 前項の招集通知には、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を示さなければならない。

5 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の通知を省略して開催することができる。

(議長及び決議等)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

4 第2項の規定にかかわらず、この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

5 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

6 前項の規定は、第22条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録及び理事会運営規則)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長(理事長が出席していないときは出席した理事)及び監事は、前項の議事録に記名押印(電磁的記録の場合においては電子署名)する。

3 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4及び第11条についても適用する。

(解散)

第34条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第35条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 公益目的事業に奉讃する会員

(会員)

第38条 この法人の目的に賛成し、その公益目的事業に奉讃協力する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める公益目的事業に奉讃する会員規程によるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第39条 この法人は、公正に開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程によるものとする。

(個人情報の保護)

第40条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報の保護に関する規程によるものとする。

第12章 補則

(委任)

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、松下 昭とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

内田 智、大原 和子、勝岡 寛次、齋藤 博子、田本 美佐子、野々村 悦子、橋田 怜子、吉野 和之

附 則

この定款の一部変更は、平成24年6月18日の定時評議員会の終結時から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成25年3月15日の臨時評議員会の定款変更の決議の時から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成26年3月13日の臨時評議員会の終結時から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成26年6月5日の定時評議員会の定款変更の決議の時から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の要件を満たす書面決議による臨時評議員会の決議を経て、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
土地	所 在 東京都国立市富士見台二丁目 地 番 39番1 地 目 宅地 地 積 1285㎡95
土地	所 在 東京都国立市大字谷保字出井崎 地 番 1537番1 地 目 宅地 地 積 110㎡31
土地	所 在 東京都立川市富士見町二丁目 地 番 207番1、207番7 地 目 宅地 地 積 227㎡17（合計）
土地	所 在 東京都国立市富士見台三丁目 地 番 31番14 地 目 宅地 地 積 103㎡12
建物	所 在 東京都国立市富士見台二丁目39番地1 家屋番号 39番の1 主たる建物 種 類 児童養護施設 構 造 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根2階建 床面積 1階286㎡11 2階266㎡14 附属建物 符号 2 種 類 児童養護施設 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 床面積 1階473㎡10 2階389㎡26 3階389㎡26
建物	所 在 東京都国立市大字谷保字出井崎1537番地1 家屋番号 1537番1 種 類 児童養護施設 構 造 木造スレート葺2階建 床面積 1階43㎡79 2階42㎡96
建物	所 在 東京都立川市富士見町二丁目207番地1 家屋番号 207番1の2 種 類 児童養護施設 構 造 木造スレート葺2階建

建物	床面積	1階72㎡71	2階70㎡23
	所在	東京都国立市富士見台三丁目31番地14	
	家屋番号	31番14の2	
	種類	図書館	
	構造	鉄骨造陸屋根3階建	
	床面積	1階31㎡41	2階59㎡67

別表第2 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等		
	著作者	著作物の題号	文化庁著作権登録原簿 登録番号
著作権	谷口雅春	生命の實相	第13279号
著作権	谷口雅春	眞理	第13280号
著作権	谷口雅春	聖經甘露の法雨	第13281号
著作権	谷口雅春	聖經天使の言葉	第13282号
著作権	谷口雅春	聖經続々甘露の法雨	第13283号
著作権	谷口雅春	聖經聖使命菩薩讃偈	第13284号
著作権	谷口雅春	聖經大日本神国観	第13285号
著作権	谷口雅春	聖經顯浄土成佛経	第13286号
著作権	谷口雅春	青年の書	第13287号
著作権	谷口雅春	人生読本	第13288号
著作権	谷口雅春	生活読本	第13289号
著作権	谷口雅春	女の教養	第13290号
著作権	谷口雅春	光明の生活法	第13291号
著作権	谷口雅春	生長の家とは如何なるものか	第13292号
著作権	谷口雅春	新仮名版甘露の法雨講義	第13293号
著作権	谷口雅春	生活改善の鍵	第13294号
著作権	谷口雅春	無限供給の鍵	第13295号
著作権	谷口雅春	希望実現の鍵	第13296号
著作権	谷口雅春	人生調和の鍵	第13297号
著作権	谷口雅春	聖經日々読誦三十章経	第13303号
共有著作権の 持分	谷口雅春 徳久克己	「生命の實相」に学ぶ	第13302号
共有著作権の 持分	谷口雅春 楠本加美野	あなたは無限能力者	第13304号
共有著作権の 持分	谷口雅春 楠本加美野	信仰の活人剣	第13305号